

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月15日発行

Vol.587

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・南相馬市東日本大震災追悼式 ----- 2
- ・上真野小学校児童による「鹿島区・天のつぶ」紹介リーフレット配布 ----- 3

●被災自治体News

- 浪江町 ----- 4
- 双葉町 ----- 7
- 福島県 ----- 10

●三条市News

- ・東日本大震災 黙祷及び献花 --- 13

●新潟県

- ・県外避難者の受入状況 ----- 14

3/11 (土)

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

# 南相馬市東日本大震災追悼式

3月11日（土）、原町生涯学習センター（サンライフ南相馬）において、東日本大震災追悼式が執り行われました。



2ページをご覧ください。

3/11 (土)

# 南相馬市東日本大震災追悼式

3月11日（土）、原町生涯学習センター（サンライフ南相馬）において、東日本大震災追悼式が執り行われました。

東日本大震災から12年目を迎え、犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を捧げました。

当日は事前に申し込みをしていたご遺族、来賓を含む120人にご参列いただき、市長と市議会議長の式辞などが行われた後、遺族代表の鎌田 俊勝氏（鹿島区）による代表献花が行われました。



3/13 月

## 上真野小学校児童による 「鹿島区・天のつぶ」紹介リーフレット配布

3月13日、上真野小学校の3・4・5年生児童がセデッテかしまで鹿島区の良さと天のつぶを紹介するリーフレットの配布を行いました。

今回配布したリーフレットは、児童たちが1年間の総合的な学習の時間に調べた内容を基に、タブレットを活用しながら、鹿島区の良さをまとめたものです。3・4年生が鹿島区の地域紹介ページを、5年生が天のつぶの紹介ページを作成しました。

リーフレットを受け取った方々は、児童たちの熱心な説明に耳を傾けていました。



地域紹介リーフレット（3・4年生）は公共施設などで配布しています。天のつぶの紹介リーフレットは上真野地区の回覧板に挟みこまれる予定です。

### ■上真野小学校ホームページから

#### ▶「おいでよ鹿島区」リーフレット [PDF]

<https://minamisoma.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/114/149226.pdf>



#### ▶「天のつぶ」リーフレット [PDF]

<https://minamisoma.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/114/149231.pdf>





## 浪江町からのお知らせ

## 出産・子育て応援給付金について

3月14日HP更新

出産期の妊婦および主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て家庭に寄り添い、保健師などが身近で相談に応じる伴走型支援の実施とともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援として、当町では「出産・子育て応援給付金」（国の出産・子育て応援交付金による事業）の支給を行います。

浪江町では、福島県内に避難中の方へ、令和5年2月8日以降の妊娠届出時面談の際、令和5年2月9日以降出産後の「赤ちゃん訪問」の際に給付金の申請案内を開始しています。

県外に避難中の方で、避難（居住）先市町村で給付金（応援ギフト・応援クーポン券）の支給を受けていない方はご連絡ください。

※ 令和5年2月8日以前に出産・浪江町に妊娠届出をされた方へは、別途通知します。

## 伴走型相談支援と給付金支給までの流れ（イメージ）



## 「出産・子育て応援給付金」・「出産応援給付金」（遡及支給分）

## ■対象者

## (1) 出産・子育て応援給付金

令和4年4月1日から令和5年2月8日までに出生した母

次ページへ続きます

**(2) 出産応援給付金**

令和4年4月1日から令和5年2月8日までに妊娠届出を出しており、令和5年2月8日までに出産していない方

- ※ 令和5年2月8日時点で浪江町に住民票のある方。
- ※ 上記以外（死産・流産）の場合、(2)給付金の対象となります。
- ※ (1)・(2)とも所得制限はありません。

**■給付額****(1) 出産・子育て応援給付金**

産婦1人当たり 5万円 + 対象児童1人当たり 5万円

**(2) 出産応援給付金**

妊婦1人当たり 5万円

**■申請期限**

第1期申請期限：令和5年3月10日（金）・・・支払予定4月中旬

第2期申請期限：令和5年3月31日（金）・・・支払予定5月上旬

- ※ 期限内に申請できない場合はご連絡ください。  
なお、書類不備がある場合は支給が遅れますのでご了承ください。

**■申請方法**

(1)に該当すると思われる対象児の保護者宛、また(2)に該当すると思われる方に申請書を発送しています。

案内通知に同封の申請書などにより窓口または、返信用封筒で申請してください。

- ※ (2)に該当している方は、出産後には「子育て応援給付金」（通常支給分）の該当者になりますので、「子育て応援給付金」（通常支給分）の欄を必ずご確認ください。

**「出産応援給付金」（通常支給分） 妊婦一人あたり5万円**

**■対象者**

令和5年2月9日（木）以降に妊娠届出をした妊婦

- ※ 流産・死産された方も対象になります。
- ※ 避難先などの浪江町以外の市町村で母子手帳の交付を受けた方は、避難先市町村へお問い合わせください。支給対象とならなかった場合にはお手数ですが浪江町にご連絡ください。
- ※ 所得制限はありません。

次ページへ続きます 

**■申請期限**

妊娠期間内

※ 期間内に申請が難しい場合は、ご連絡ください。

**■申請方法**

妊娠届出時に、保健師が妊婦の方と面談の上、申請書と必要書類を記入して提出いただきます。

妊婦の方本人との面談が必要となっていますので、来所できない方（郵送希望・代理申請）については、後日助産師・保健師が訪問にて面談させていただきます。

**「子育て応援給付金」（通常支給分） 児童一人あたり5万円****■対象者**

令和5年2月9日（木）以降に出生した児童を養育されている方

※ 対象児童が死亡された場合も対象となります。

**■申請期限**

対象児童が3歳に達する前日まで（2歳の間）

※ 期限内に申請が難しい場合は、ご連絡ください。

**■申請方法**

出生届提出後、「浪江町 赤ちゃん訪問」（生後2カ月頃）での面談終了後に申請ください。

※ お子さんの住民票が浪江町以外の場合は、住民票のある市町村へお問い合わせください。

**・ 申請書**

出生届提出後、子育て支援係から、予防接種予診票などと一緒に「子育て応援給付金申請書」が窓口交付（または郵送）されます。

**・ 申請前必要な事**

「浪江町 赤ちゃん訪問」にて助産師・保健師等との面談。面談時にアンケート等の記入をいただきます。

後日、申請書を記入して窓口または、郵送で申請ください。

**問い合わせ**

健康保険課 健康係

**TEL** 0240-34-0249



## 双葉町からのお知らせ

令和5年4月1日からの住民票・戸籍・印鑑登録証明書などの手数料  
について

3月13日HP更新

令和5年4月1日から証明書発行に手数料がかかります。

分類	証明書の種類	手数料（1通あたり）	
戸籍	全部事項証明書（戸籍謄本）	450円	
	個人事項証明書（戸籍抄本）		
	改製原戸籍	750円	
	除籍謄本	750円	
	戸籍の附票	200円	
	戸籍届の受理証明書	350円	
	身分証明書	200円	
	独身証明書	200円	
住民票	世帯全員の住民票（住民票謄本）	1～5人	200円
		6～10人	400円
		11～15人	600円
	個人の住民票（住民票抄本）	200円	
	除かれた住民票（住民票の除票）	200円	
	記載事項証明書	200円	
印鑑	印鑑登録証（カード交付） ※原則本人に交付	200円	
	印鑑登録証明書	200円	
税	所得課税証明書	200円	
	納税証明書 1年度1税目を1件200円とし、 1税目を増すごとに40円の加算となります。	200円	

- 届出避難場所証明、被災証明、り災証明、軽自動車税納税証明などは無料です。
- 評価額証明、公課証明、名寄帳などは特例による無料措置を継続します。

## 手数料の納付について

## ■窓口申請の場合

現金納付

次ページへ続きます

## ■郵便請求の場合

発行手数料分の定額小為替（切手不可）と、返信用封筒（切手を貼付したもの）を同封してください。

- ※ 金額が不明の場合は事前に確認の上、おつりが発生しないようお願いします。
- ※ 取得する証明書等が多い場合は、大きめの封筒やレターパックを使用してください。
- ※ 重量過多により料金不足の場合は「料金不足分受取人払い」の印を押印して返送しますので、受け取りの際に郵便局へお支払いください。

## ■コンビニ交付の場合

現金納付

- ※ コンビニ交付はマイナンバーカードをお持ちの方のみのサービスになります。

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

## 双葉町民以外の方のお墓参りについて（令和5年4月1日以降）

3月9日HP更新

双葉町民以外の方で、「**双葉町内墓地経路図**」左表の【申請が必要な墓地】一覧に該当する墓地へお墓参りされる方は、**4月1日以降はお墓参り専用通行証が必要**です。

本通行証が必要な方は下記のとおり申請してください。

なお、町内の復旧復興作業の進捗状況によりゲート・バリケードの位置などが変更になっている場合がありますので、今一度ご確認ください。

### 申請手続き

申請書に必要事項を記入の上、住民生活課窓口にご持参いただくか、**10日前までに**郵送・メールにて申請をしてください。

- 住民生活課メールアドレス [jyumin@town.futaba.fukushima.jp](mailto:jyumin@town.futaba.fukushima.jp)

### 提出書類

1. 双葉町内お墓参り専用通行申請書 [Excel]  
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14507/sinseisyoR5.4.xlsx>
2. 顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートなど）の写し



次ページへ続きます 



## 3. 双葉町内墓地経路図 [PDF]

お墓の場所と経路を示した地図（赤ペンなどでルートを記入していただきます。）

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14507/03keirozu.pdf>



## お墓参り可能な時間および通行ルートについて

お墓参り専用通行証が必要な墓所への立入り時間帯は、**午前9時から午後4時まで**となっています。

なお、本通行証はお墓参り専用となっていますので、帰還困難区域内での寄り道などのご遠慮願います。

## お墓参り当日お持ちいただくもの

- 双葉町内お墓参り専用通行証
- 立入者名簿（提出頂いた申請書のコピーをお送りします。）
- 立入者全員の身分証明書

## 線量計の貸し出しおよびスクリーニングについて

スクリーニング場にて線量計の貸し出しを行っていますので、お持ちでない方はスクリーニング場にて借用のうえお墓参りをしてください。

スクリーニング場の所在地につきましては、**主要ゲート・スクリーニング案内図**をご確認ください。

また、帰還困難区域内でのお墓参り後はスクリーニング場を活用し、足裏、車両タイヤなど適切にスクリーニングを実施してください。

## ▶ 主要ゲート・スクリーニング案内図 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14507/annaizu.pdf>



## 注意事項

- 線香をあげる場合は必ず消火したことを確認し、供物・供花などは墓地荒れ・野生動物の餌となってしまうため必ずお持ち帰りください。
- 上記内容および、ゲート・バリケード開閉スタッフなどの指示に従ってお墓参りを行ってください。
- ゲートでは上記書類の確認がありますので忘れずお持ちください。忘れた場合はお墓参りができなくなります。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

## 福島県からのお知らせ

福島県知事メッセージ「2023年3月11日のメッセージ」

(YouTube福島県公式チャンネルから)

3月11日HP更新

「私たちに変えられることが二つある。一つは自分自身。もう一つは未来だ。」

(福島県を代表する偉人・細菌学者「野口英世」博士)



2011年3月、私たちは、あの巨大地震と津波、続く原子力発電所の事故に見舞われました。

あれから12年の今、あの厳しい状況と県民の苦しい思いを決して忘れることはありません。

2011年に「がんばろう ふくしま!」

2012年に「ふくしまからはじめよう。」

2021年に「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」

どのスローガンを掲げ、野口博士の教えのように、福島未来をあきらめずに挑戦してきました。

今、私たちの目の前には、あの時に想像できなかった希望が広がっています。

「“Show the people, not the NUMBERS!” 実際に来て見てふくしまのイメージが変わった。」

(浜通りを視察した早稲田大学国際学生寮の皆さん)

昨年8月、全町避難が続いていた双葉町の一部で居住が可能となり、避難指示が出された12の市町村全てで、暮らせるようになりました。

世界に類を見ない規模の福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドには、国内外から企業や研究者が集っています。

新しい技術や手法を生み出そうとF-REI(エフレイ)と呼ばれる国立の知の研究拠点づくりがいよいよ始まります。

県産農産物の輸出量が年々増大し震災前の約3倍、431トンになりました。

おいしさや生産者の思いが、海外にも確実に伝わっています。

あきらめずに挑戦を続け、年々「できる」が増えています。

福島県民の皆さんのご尽力と国内外の皆さんのご支援の賜です。心から感謝を申し上げます。

次ページへ続きます 

一方、新型コロナウイルス感染症や相次ぐ自然災害、燃料や物価の高騰などの課題が、復興の現状を伝わりにくくしています。

避難指示が続く地域では、我が家があるのに戻れない、住めないという現実があります。

再開・進出した企業や農業者が、働き手の確保に苦勞しています。

さらに、根強い風評があります。12の国や地域が、福島県産を始め日本の農産物の輸入を規制しています。

「風評の根強い中で放流を続ける意味があるのか分からないときもありました。

それでも、漁協として放流を続けています。いつか鮭で木戸川が埋め尽くされる、あの木戸川を取り戻したいと思いながら、日々鮭と向き合っています。」

(木戸川漁業協同組合ふ化場長 鈴木謙太郎さん)

我慢強く、復興に取り組んできた福島県民一人一人の前を向く姿勢は、オンリーワンの魅力です。

若い世代を中心に移住者の数が過去最多を更新しました。

未知の可能性に挑む人にあこがれ、新たな挑戦者や応援する人、共に楽しむ人が増え、次のあこがれを生んでいます。

「あこがれの連鎖」は、逆境の中から生まれた私たちの誇りの一つです。

古里の記憶が希薄になる子どもたちに、震災や原発事故のことと合わせ、こうした私たちの誇りを伝え続けます。

不可能の反対語は挑戦です。

震災と同じ年の豪雨災害で被災した只見線が、昨年10月1日に全線復旧を遂げました。3つの鉄橋が流され、採算を考えると復旧は不可能と思われた中、あきらめることなく努力を重ねました。

今、美しい秘境路線を訪れる国内外の人々からは「奇跡の復活」と称えられています。

このように、『福島とは被災を乗り越えた復興の地である』と世界中から認められる日は必ず来ます。

その日に向かって、私たちは、逆境を乗り越え、ひとつ、ひとつ、実現していきます。

日本の皆さん、世界の皆さん、ふくしまに来て、見て、食べて、私たちの声を聴いてください。

シンカは福島の挑戦を示す言葉です。より新しくする新化、より優れたものにする進化、より本質を極める深化。

ご縁や信頼を大切にしながらシンカを続け、福島未来を共に切り拓いてまいりましょう。

令和5年3月11日

福島県知事 内堀 雅雄

# 福島県公式Twitterから

3月13日から、マスクの着用については個人の判断が基本となります。しかし、感染対策が不要になるわけではありませんので、引き続き、「3密の回避」、「人と人との距離の確保」といった基本的な感染対策の徹底をお願いします。

## マスク着用について



- 3/13から、マスク着用は屋内・屋外問わず、**個人の判断が基本**となります。
- 感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、高齢者等重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、**マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用**することが推奨されます。
- 様々な理由から、マスクを着用できない方や、マスクを着用する必要がある方がいます。**一人一人が正しく理解し、思いやりのある行動**をお願いします。

着用が効果的な場面		症状がある方 (その同居家族も含む)	重症化リスク がある方	事業者から 呼びかけられたとき
<b>医療機関に行くとき</b> 	<b>高齢者施設等に行くとき</b> 	外出は控えてください。 通院等やむを得ず外出する場合は、人混みを避け、 <b>マスクを着用</b> 	感染流行期に混雑した場所へ行く場合は、 <b>マスクを着用</b> 	<b>マスク着用</b> に御協力願います。 
<b>混雑した乗り物の中</b> 		<b>事業者の皆様へ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドラインを参考に、執務環境や業務内容等に応じた感染対策に引き続き御協力をお願いします。</li> <li>・ 事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスク着用を求めることは許容されます。</li> </ul>		

## ⚠️ マスク着用の見直し後も気を付けたいこと

マスクの着用は、3/13から個人の判断が基本となりますが、**感染対策の必要性は変わりません!**

3密の回避

人と人との  
距離確保

手洗い等の  
手指衛生

換気の励行

マスクを外す場合には、より一層、上記の**基本的な感染対策の徹底**を!

また、**下記1~3**の取り扱いについても**変わりません**ので、引き続きご協力をお願いします!

<b>1 陽性者の療養期間</b> 症状のある方は発症後 <b>7日目まで</b> 。 (無症状の方は、検体採取日を0日目として7日目) <p>&lt;感染リスクがある期間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発症日から<b>10日目まで</b>は感染させるリスクあり。</li> <li>・ 症状のある・なしを問わず、発症日の<b>2日前</b>から感染させるリスクあり。</li> </ul>	<b>2 濃厚接触者の自宅待機期間</b> 陽性者との最終接触を0日目として、 <b>5日目まで</b> 。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7日目までは発症する可能性があるため、濃厚接触者となる家族同士などの接触にも注意が必要です。</li> </ul>	<b>3 コロナワクチン接種</b> 重症化予防、感染や発症を予防するため、 <b>接種</b> をご検討ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オミクロン対応ワクチンの一人一回接種が推奨されています。初回接種が終了した方で、まだ接種がお済みでない方は、積極的にご検討ください。</li> </ul>
--	---	---

# とう 東日本大震災 黙禱及び献花

3月11日（土）午後2時45分から、総合福祉センター1階ロビーで、三条市主催で東日本大震災 黙禱及び献花が行われ、避難者や三条市民の皆さんなど約30人が参列しました。

地震発生時の午後2時46分から1分間、犠牲になられた方々のご冥福を祈り黙禱を捧げた後、献花しました。



令和五年三月十一日  
東日本大震災  
黙禱及び献花



# 県外避難者の受入状況

## ■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	774	燕市	49	聖籠町	-
長岡市	177	糸魚川市	3	弥彦村	7
<b>三条市</b>	<b>57</b>	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	459	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	140	上越市	22	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	31	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	23	津南町	-
十日町市	14	魚沼市	2	刈羽村	22
見附市	14	南魚沼市	3	関川村	-
村上市	39	胎内市	28	粟島浦村	-
		<b>合計</b>	<b>1,908</b>		

(前月 1,918)

2月28日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	5
2 借上げ仮設住宅	32
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,871
<b>1+2+3 (市町村把握分)</b>	<b>1,908</b>
4 病院	0
5 社会福祉施設	3
<b>合計</b>	<b>1,911</b>

(前月 1,921)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

## 三条市に避難している世帯数と人数(2023.3.15現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	3	7
<b>合計</b>	<b>24</b>	<b>57</b>

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511